

改正案	現行
<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ ヲ（略）</p> <p>ウ 有価証券市場を開設する者</p> <p>カ タ（略）</p> <p>レ 金融先物市場を開設する者</p> <p>ソ 卅（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ ヲ（略）</p> <p>ウ 証券取引所</p> <p>カ タ（略）</p> <p>レ 金融先物取引所</p> <p>ソ 卅（略）</p> <p>（略）</p>

[